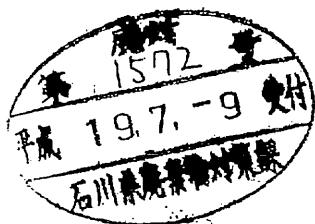




環廃産発第070622005号

平成19年7月5日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



### 木くずの燃料利用に係る取扱いについて

近年、循環型社会形成や地球温暖化防止に向け木質バイオマスの利活用が注目されるとともに、原油価格の高騰を受け、製材工場等で発生する端材等をボイラー等で利用する動きが活発化しており、循環型社会形成推進基本計画及び京都議定書目標達成計画を推進する上でも、適正な利用を担保しつつ、その利活用を促進することが重要となっている。

現行では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条第2号に規定する木くずに当たるおそれのあるもの（以下「木くず」という。）をボイラー等の燃料として自ら利用（複数の者が共同で設置したボイラー等を当該者が個々の責任関係を明確にして生産事業において利用する場合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された協同組合が設置したボイラー等を当該組合員が組合との責任関係を明確にして生産事業において利用する場合を含む。以下「自ら利用」という。）する場合、当該木くずに係る廃棄物該当性については、「行政処分の指針」（注）に基づき総合的に判断することとされている。なお、この場合に必ずしも他人への有償譲渡の実績を求めるものではないとしている。

この際、重油等の代替燃料として利用する木くずについては、廃棄物が混入していない等製品として十分な性状を有し、保管、供給等において製品として適切に管理され、原油価格等に左右されることなく、熱量等を勘案して燃料として十分に価値を有することを総合的に判断することが一般的である。

しかしながら、製材工場等においては、従前から、木くずをボイラーの燃料として利用している場合があり、当該ボイラーに係る廃棄物の処理及び清掃に関する法

律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の許可の要否について都道府県や政令市において取扱いが異なる状況が見られるところである。

生産工程を形成するボイラー等については、昭和46年10月25日環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」中第2の12における「いずれも独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント（一定の生産工程を形成する装置をいう。）の一部として組み込まれたものは含まない」としてきた運用のとおり、当該木くずを燃焼するボイラー等が、生産工程の一部として燃料利用（他の工場等から処理費用を徴収して焼却する等廃棄物処理に該当する場合を除く。）するものであって、かつ、生産工程から定量的に供給され熱量調整が可能である等燃焼施設が生産工程の一部として他の施設と一体的に運転管理され、必要な熱量を得るものであることに留意し、当該ボイラー等を産業廃棄物の焼却施設に当たらないものとして取り扱うものである。なお、この場合にあっても、当該ボイラー等で燃焼する木くずが有害物質を含むものでなく、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に定める排出基準を満たさない等、当該燃料の燃焼によって生活環境保全上の支障が生じることのないことについては確実に担保されたい。

加えて、従来の法第15条第1項の許可施設として扱われてきた焼却施設について、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないことが明らかとなった場合には、法第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項に定める廃止届出の提出を求めるなどして法の適用関係を明らかにするよう取り扱われたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

注：平成17年8月12日付け環廃産発050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知